## 幌延町は

## ■となります

幌延町の支庁所管区域は、「北海道支庁 設置条例」により留萌支庁の所管区域とし て今日に至っていますが、町の生活圏や医 療圏は稚内市を中心とした宗谷管内との 結びつきが強いとの認識から、道の支庁制 度改革に際しては、町民の方々や関係団体 の意見を伺った上で、宗谷支庁に代る宗谷 総合振興局の所管区域にしていただきた いとの意見を北海道に申し上げていまし た。



この度、現在の支庁制度を変更する「北 海道総合振興局設置条例」の改正案が成立し、本町は宗谷総合振興局の所管となることが正式に 決まりましたので、お知らせします。

なお、この改正条例の施行期日につきましては、今後、規則で定めることとなっております。 また、支庁の所管区域の変更に伴い、所管区域が変更となる道の機関及び今後段階的に変更に なると考えられるものは次のとおりです。

施行期日や現時点で確定していない機関の変更につきましては、決まり次第改めてお知らせします。

## 幌延町を所管する道の関係機関の変更

関係条例名	現在の所管区域	新しい所管区域
北海道保健所条例の一部改正	<b>留萌</b> 保健所	<b>稚内</b> 保健所
北海道家畜保健衛生所条例の一部 改正	<b>留萌</b> 家畜保健衛生所	宗谷家畜保健衛生所 ※留萌家畜保健衛生所は、現在のまま幌 延町に置かれます。
北海道農業改良普及センター条例 の一部改正	留萌農業改良普及センター	宗谷農業改良普及センター

- ※ 留萌教育局、留萌土木現業所、留萌森林づくりセンター等の道の機関についても、段階的に 所管区域の変更が検討される見込みです。
- ※ 北海道議会議員の選挙区については、留萌支庁所管区域から宗谷支庁所管区域に変更される 見込みです。
- ※ 衆議院(小選挙区選出)の選挙区につきましては、従来どおり北海道第10区です。